プロジェクター等貸出事業について

1 目的・背景

市民活動応援補助金については、例年多くの市民活動団体から「備品の購入」の要望が上がっていたが、各々の団体が補助金で同じようなものを重複して購入することについての是非、備品の稼働率から考えた費用対効果の面での問題点から、市民活動応援補助金交付の対象となりにくい傾向が生じていた。

しかしながら、備品の必要性自体は理解できることから、審査に関わる市民活動推進委員会 (第2期) から、補助金での対応でなく、貸出し制度等の検討を求める旨の提案が出された。 これを受けて、高額備品で比較的購入要望の高い、プロジェクター等を市民活動団体に貸し 出すこととなった。

2 内容

地域政策課の保有するプロジェクター、スクリーンを市民活動団体が使用を希望するとき、貸し出す。

3 制度開始年度

平成19年度

4 平成 30 年度実績

7件